

# 養護教諭としての力を育む「養護概説」の授業の工夫

石田敦子\*・林 典子\*\*・村松常司\*\*\* 田中清子\*\*\*\*

## 1. はじめに

本大学の養護教諭専攻の学生は、小学校、中学校、高等学校時代に出会った養護教諭との関わりの中で、養護教諭の職に関心を持ち、将来の自分の職業として養護教諭を志望し入学してきている。養護教諭を目指す学生に養護教諭としての資質・能力を育成することが養成大学の使命である。学生が、学校現場で養護教諭として機能できるように、4年間の授業や実習を通して育ていきたい。

養護教諭に関する科目には、教育職員免許法施行規則第9条に9科目28単位が示されている。「養護概説」は、その一つであり、最も重要な科目である。本学では、1学年の秋学期に位置付けられ、この科目をベースに、「養護実務演習」「健康相談活動の理論と方法」等が設定されており、「養護概説」の授業での学びが、4年間の養護教諭に必要な科目の土台となっている。

本授業では、上記のことを踏まえ、養護教諭とは何か、養護教諭の職務は何かについて、総論と各論について授業を工夫し実践した。

## 2. 授業計画

表1 養護概説授業計画

総論では4/15を設定し、内容として、1回目はオリエンテーションと養護とは何か、2回目は養護教諭の歴史、3回目は養護教諭の職務と役割、4回目は養護教諭の専門性と養護教諭に求められる資質・能力とした。

各論では、養護教諭の役割である保健管理、保健教育、健康相談活動、保健組織活動、保健室経営を10/15回を設定した。最終回は、まとめと他の教科との関連とした(表1)。

回	授業内容	
1	オリエンテーション、養護について	総論
2	養護教諭の歴史	
3	養護教諭の職務と役割	
4	養護教諭の専門性と養護教諭に求められる資質	
5	保健管理①	各論
6	保健管理②	
7	保健管理③	
8	保健管理④	
9	保健教育①	
10	保健教育②	
11	健康相談	
12	保健組織活動	
13	学校保健安全計画と保健目標	
14	保健室経営	
15	まとめ	

## 3. 授業実践

### 1) 各授業のねらいと留意点

1回目の「オリエンテーションと『養護とは』」では、養護教諭の「養護」の概念について講義した。大谷が「『養護』という言葉は、『保育』という言葉と共通の語源である『養育し保護する』から抽出した『養い護る』から成り立っている。前者の『養う』は〈生活させる〉〈食物を与えて育てる〉という意を持ち、『護る』は〈(危険な状態に陥らないように)防ぐ〉という意を持つ<sup>1)</sup>と述べている。「養い」は教育であり、「護る」は管理であることから、養護教諭の職務内容は主として保健管理と保健教育と言えらる。この授業で

\* 東海学園大学教育学部講師、\*\* 東海学園大学教育学部客員教授

\*\*\* 東海学園大学スポーツ健康科学部教授・学部長、\*\*\*\* 名古屋市立桶狭間小学校

は、「養護」について講義するとともに、養護教諭は教育職員であることについて講義した。

2 回目の「養護教諭の歴史」では、明治 38 年の学校看護婦をルーツとして、昭和 16 年に養護訓導、昭和 22 年に教職員としての「養護教諭」となるまで、児童生徒の健康課題や社会の変化等に伴い、名称や身分、職務内容が変遷してきていることについて講義した。ここでは最初にトラホーム対策として配置された学校看護婦が、現在の養護教諭に名称が変わるまでの歴史とともに先達者たちのそれぞれの時代での努力と苦勞が認められ、現在の養護教諭に至っていることについても講義した。

3 回目の「養護教諭の職務と役割」では、昭和 47 年保健体育審議会答申の中で示されている「養護をつかさどる」について、「児童生徒の健康を保持増進する全ての活動」と解釈されるようになり、教育職員としての養護教諭の職務をより一層確かなものとなったことについて講義した。三木は「この答申で従来の健康管理的側面、また個別的指導の側面と健康に関する教育的側面、集団的指導の側面から職務を推進することとなった。この答申は、教育職員としての養護教諭の職務をより一層確かなものとする上で画期的な内容であった」<sup>2)</sup>と述べている。また、平成 9 年の保健体育審議会答申において、養護教諭の新たな役割として「健康相談活動」が示された。昭和 47 年と平成 9 年の保健体育審議会答申をふまえ、平成 20 年の中央教育審議会答申において、養護教諭の役割として「保健管理・保健教育・健康相談活動・保健組織活動・保健室経営」の 5 項目に整理されたことについて講義した。

4 回目の「養護教諭の専門性と養護教諭に求められる資質」では、平成 9 年保健体育審議会答申において提言されている「養護教諭の新たな役割」を中心に、「養護教諭に求められる資質」等について講義した。具体的な内容としては「養護教諭の新たな役割」として養護教諭の行うヘルスカウンセリングと、「求められる資質」として①確かな判断力と対応力、②指導力、さらには企画力、実行力、調整力などがあげられている。また、平成 20 年の中央教育審議会答申で示された「コーディネイター」としての役割や学校保健活動の「中核」としての役割についても触れ、養護教諭にはマネジメント能力が必要であることについても講義した。

以上、4 回までの総論を踏まえ、各論として養護教諭の役割である 5 項目（保健管理・保健教育・健康相談活動・保健組織活動・保健室経営）について、授業をすすめた。

5 回目の「保健管理①」では、「健康観察、保健調査」について法的根拠や意義、目的などについて講義した。健康観察については、平成 21 年 4 月に施行された学校保健安全法第 9 条の「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談または児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、その保護者に対して必要な助言を行うものとする」と明確に規定されている。また保健調査については、健康診断を的確かつ円滑に実施するため、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等を把握するために、平成 28 年 4 月より小学校 1 年生から高校 3 年生まで毎学年実施することが義務づけられるようになったことについて講義した。

6 回目の「保健管理②」では、「健康診断」について法的根拠や健康診断の意義、目的などと共に、教育課程上の健康診断の位置づけや学校で行われる健康診断の性格とともに実施上の留意点などについて講義した。健康診断は養護教諭の職務の中でも中核的な役割の一つである。林らの「養護教諭の活動の実際」では「学校で健康診断は保健管理の中核であると共に、教育活動でもある……中略……」。また、学校という教育の場における健康診断は、健康の保持増進を目的とした健康状態の把握が中心であって、地域の医療機関のように個人を対象とした確定診断を行うものではなく、健康であるか、健康上問題があるか、疾病や異常の疑いがあるかという視点で選び出すスクリーニング（選別）である<sup>3)</sup>とあるように学校で行われる健康診断の特性について講義した。

7 回目の「保健管理③」では、「救急体制と危機管理」について学校における救急処置と危機管理に果たす養護教諭の役割について講義した。学校保健安全法第 7 条では「学校には、健康診断、健康相談、

保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室をもうけるものとする」とあるように、学校の管理下において不幸にも発生してしまった事故や傷病者に対して、医療機関へ引き継ぐまでに学校で取り得る最良の処置を行う必要性についても講義した。また、危機管理については、東日本大震災などの災害や池田小学校事件などの不審者による事件など、安全であるべき学校が様々な危機にさらされている現状から、危機管理意識の高揚と共に、危機管理の必要性や危機管理に果たす養護教諭の役割について講義した。

8 回目の「保健管理④」では、「学校環境衛生と感染症」について学校環境衛生の法的根拠や意義と、感染症では学校における対応について講義した。学校においては、児童生徒等が安全に学習活動を進めるために、心身の管理とと共に環境管理を適切に行うことが重要である。そのため、学校環境衛生の維持や改善を図るために、環境衛生検査の種類や環境衛生基準について講義した。感染症では、学校において予防すべき感染症の種類や予防対策、発生時の養護教諭の役割について講義した。

9 回目の「保健教育①」では、「学校における健康に関する指導」について、学習指導要領における保健教育の位置づけや、学校保健の領域における保健教育の構成について講義した。特に、学習指導要領の総則第 1 の 3 には「学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて行うものとする」と示されているように、学校における健康教育の重要性について講義した。

10 回目の「保健教育②」では、「保健学習・保健指導・啓発活動」について、教科としての保健学習と領域としての保健指導の特質や指導内容などを比較しながら講義をした。また保健教育の啓発活動については、保健だよりや掲示物の目的などについて講義をした。三木は「平成 20 年 1 月に示された中央教育審議会答申の提言で、養護教諭の役割 5 項目が例示された。①健康管理、②保健教育、③健康相談活動、④保健室経営、⑤保健組織活動等が例示された。すなわち、保健教育は養護教諭の役割となったことに留意すべきである<sup>2)</sup>」と述べていることから、養護教諭の職務として保健教育が重要であることを講義した。

11 回目の「健康相談」では、健康相談の法的根拠と意義や養護教諭が行う健康相談について講義した。平成 21 年 4 月の学校保健安全法の改正により、養護教諭その他の職員が相互に連携して行う心身の健康相談と規定されるようになった。また、平成 9 年 9 月に出された保健体育審議会答申では「養護教諭の行う健康相談活動とは、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒のさまざまな訴えに対して常に心的な要因や背景を念頭において、心身の観察、問題の分析、解決のための支援、関係者との連携など心や体の両面への対応を行う活動である」と示されている。

12 回目の「保健組織活動」では、組織活動の意義や学校における具体的な組織活動について講義した。江口は「学校保健組織活動とは、学校保健のすべてについていろいろな問題を発見し、それらの問題を自分たち自身のものとし、これを自主的に効果的に解決するために、学校及び関連する集団の人的、物的、行政的な資源を活用して実行していく過程をいう<sup>4)</sup>」と述べているように、保健組織活動は保健管理と保健教育とともに、学校保健を構成する重要な領域であることについて講義した。

13 回目の「学校保健安全計画と保健目標」では、学校保健安全計画の法的根拠とその意義について講義した。林らの「養護教諭の活動の実際」では「学校保健は、児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身共に健康な人間の育成を図るという教育目的を達成するためのものであり、この目的達成のための学校保健目標、学校保健計画でなければならない<sup>3)</sup>」としている。また、学校保健目標設定の手順と留意点について PDCA のマネジメントサイクルに留意しながら設定する必要があることについても講義をした。

14 回目の「保健室経営」では、保健室経営計画の必要性や保健室の施設設備について講義した。日本学校保健会の保健室経営検討委員会報告書では、保健室経営について「保健室経営とは、各種法令、当該学校の教育目標等を踏まえ、児童生徒等の健康の保持増進を図ることを目的に、養護教諭の専門性と保健室の機能を最大限生かしつつ、教育活動の一環として計画的・組織的に運営することである<sup>5)</sup>」



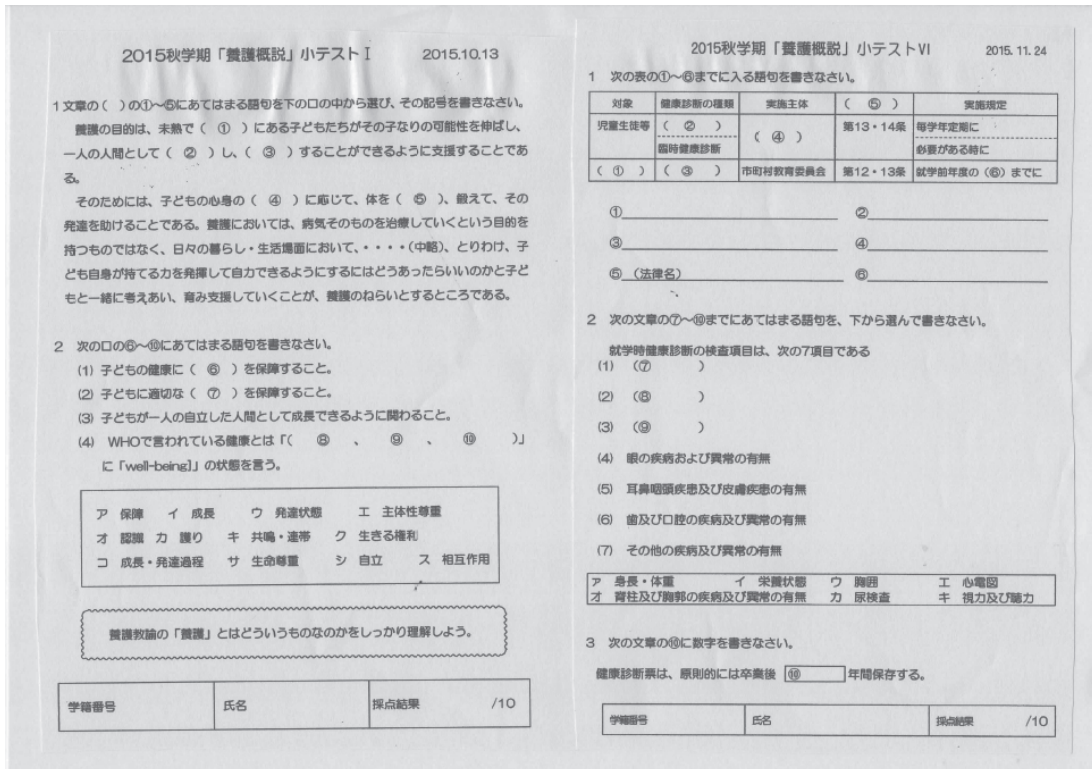


図 3 小テスト

### ③ 授業全体の振り返り

第15回の授業では、「養護概説」授業全体の振り返りとして、自分自身が理想とする養護教諭と保健室について、自分なりの考えをまとめ発表した。

## 4. 結果と考察

### (1) 結果

#### ① 学習ノートの活用

学生は毎授業後、授業内容についてまとめたり授業で疑問に思ったことについて調べたりすることができた。また、教師側として授業についての理解度や学生の意欲などを確認することができた(図4)。

講義概観(2015秋学期)		授業日 / 月 / 2 日
		氏名

テーマ	学校保健目標と学校保健計画 / 保健室経営	
キーワード	学校保健安全法第1条, 保健室の機能と設備 備品	
学 習 内 容		
学校保健目標と学校保健計画		
1	意義と法的根拠	
学校保健安全法 第1条(目的)		
この法律は 学校における児童生徒等及び職員		
の健康の保持増進を図るため 学校における保健		
管理に必要の事項を定めるとともに 学校にお		
ける教育活動が安全な環境において実施され		
児童生徒等の安全の確保が図られるよう 学校にお		
ける安全管理に必要の事項を定め、もつて学校		
教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること		
を目的とする。		
保健室経営		
1)	保健室経営とは、	
保健室経営とは、各種法令、当該学校の教育目標		
等に基づき、児童生徒等の健康の保持増進を図る		
ことと目的に、養護教諭の専門性と保健室の機		
能を最大限生かして、教育活動の 環として計画的		
・保健室の		
組織的に運営することである。		
機能		
4)	保健室経営計画の立案・実施	
子どもの健康づくりを効果的に推進するためには 学		
校保健活動のセグー的役割を果たしている保健室		
の経営が不可欠なことが求められる。そのためには、		
養護教諭は 保健室経営計画を正しく 教職員に周知と周知		
連携していくことが望まれる。		
保健室経営計画とは 当該学校の教育目標及び学校保		
健の目標に即して、その実現化を図るために、保健室		

学 習 内 容	
の経営において達成されるべき目標を正しく計画的組	計画的
織的に運営するために作成される計画。	組織的
保健室の機能と設備・備品	
2) 保健室設置の法的根拠、	
学校保健安全法 第4条	
学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び	心身の健康増進
職員の内身の健康増進を図るため 当該学校の施設及	
び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必	
要の措置と講ずるよう努めようとする。	
学校保健安全法 第7条	
学校には、健康診断、保健相談、保健指導、救急処	健康診断
置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設	保健相談
けようとする。	保健指導
	救急処置
テーマ(学習内容)に関して、自分が感じたこと(感想・考え)	
保健室経営を行うためには、養護教諭の専門性と保健室の機	
能を生かす必要があり、養護教諭は養護的技法を解り易	
精神保健の知識を生かし、子どもの体と心の健康をサポート	
することが大切だ。今の時期だと、風邪やノロウイルス流行する時の	
ために、しっかりと行うにはどうするか、大事なのは伝言板と	
100%丁寧な教養習慣化を心がけることだ。必要だと感じたら	
100%に、子どもがわかる時、何の心配もあつた時、何か	
不安がある時に保健室へ行くことだ。これは雰囲気作りや、ア	
イロと確保して空間を作ることが大切だ。思っています。学校の	
保健室を思い出すと、(Q)アロと確保された場所が、めいめい	

自己評価	授業を真面目に受け取ることができたか	5 (4) 3 2 1	校 石田
	授業内容はしっかり理解できたか	5 (4) 3 2 1	
学習ノート	授業の予習・復習はできたか	5 (4) 3 2 1	評
	学習内容の理解	A) B C D	
学習番号	読みやすい文字	A (B) C D	評
	氏名	A) B C	

図 4 学習ノート② (保健室経営)

② 小テスト

毎授業ごとに前回学修した内容について小テストを実施し、その都度、正解を確認させることで、1時間ごとの授業内容を定着させることに効果的であった。また、毎回、小テストを実施することで、予習復習の必要性を認識させることができた。

また、小テストの得点結果から、指導者として授業内容や指導方法の有効性などを客観的にとらえることができた。

小テスト結果一覧													
No.	学習番号	氏名	10/13	10/20	10/27	11/10	11/17	12/22	1/5	1/12	合計点	テスト	総合
1			養護とは	養護歴史	養護職務	健康診断①	感染症	健康相談	健康教育			得点	評価
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

図 5 小テスト結果一覧

### ③ 授業全体の振り返り

養護概説の授業のまとめとして、自分が理想とする養護教諭像について書かせたところ、職務内容や養護教諭の専門性、求められる資質等を理解したことで、学修する前より、さらに強く養護教諭になりたいという気持ちを高めることができた。



養護概説の講義を受け、自分が今まで思っていたより細かいところまで養護教諭の仕事があることを知りました。私は、友人が中学校の頃に二人不登校になったこと、先輩、後輩が自殺をしたこともあり、生徒たちとのコミュニケーションを大切にすることができる養護教諭になりたいと思っています。・・・略・・・。



私は、最初は養護教諭は保健室へ行けばいつでも会うことができ、悩みなども親身になって聞いてくれる。そんなイメージを持っていました。しかし、養護概説でたくさんの仕事があることなど色々学びました。・・・略・・・。心の面や身体面の変化に気づける養護教諭になりたいです。

## (2) 考察

本授業では、養護教諭について理解させると共に、養護教諭になりたいという気持ちを高めさせることができるように15回の授業を計画し実施した。学習ノートや小テストから、総論では養護教諭の歴史や職務内容の変遷について学修させ、養護教諭そのものを理解させることが概ねできた。各論では、養護教諭の役割である5項目「保健管理」「保健教育」「健康相談活動」「保健室経営」「保健組織活動」について、具体的な内容について理解させることが概ねできた。

学習ノートや小テストの結果から、概ねは理解し始めているが、知識が確実に定着している所までは至っていないと考える。このことは、15回の授業では学修内容が多いことや、授業形態は工夫をして指導を行っているが、ややもすると講義形式が多くなり、今、求められているアクティブラーニング<sup>6)</sup>のような授業形態を取り入れ、学生が自ら学び自ら考えて授業に取り組めるようにする工夫がさらに必要であると考え。また、学修内容がより定着するためには、これから履修する養護教諭に関する他の教科での学修の積み重ねが必要であると考え。

## 5. まとめ

本授業では、児童生徒側から見ていたあこがれの養護教諭から、職務内容を理解することによって、自分の職業として是非ともなりたいという意志を高めることができた学生も多く見られた。反面、想像以上に大変な職業という認識をもつ学生も見られたことから、職務内容だけでなく、児童生徒との関わりの実際の様子なども取り入れながら授業を進め、養護教諭という職業のすばらしさややりがいなども伝えられるような授業を展開していきたい。そして一人でも多くの学生が養護教諭を目指して4年間の学修を修了し、養護教諭として資質を備え、巣立っていくことを期待したい。

## 引用文献

- 1) 大谷尚子：新養護学概論, P15, 東山書房, 京都, 2010
- 2) 三木とみ子：養護概説, P13, ぎょうせい, 東京, 2010
- 3) 林 典子：養護教諭の活動の実際, P74-75, 東山書房, 京都, 2014
- 4) 江口篤寿：学校保健大辞典, P725, ぎょうせい, 東京, 1996
- 5) 日本学校保健会：保健室経営検討委員会「保健室利用状況に関する調査報告書」, 東京, 2002
- 6) 中央教育審議会答申「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」, 2014